

1-2. 散骨に関する条例等の状況

以下は「散骨」を巡る具体的動きをまとめる。

まずは平成6年6月、東京都多摩川水源林（公有地）内に散骨が行われたことから、地元市町村長がこの水源林（公有地）を管理している都水道局に対して、何故、認めたのか、以後、認めないように求めた要望書を提出している。散骨を実施した「団体」は、地元関係者に対して「東京都から許可は得た」という説明をしていたが、東京都は『そうしたこと（散骨）を行いたい』との旨の希望はあったが、これを了承したという事実は無い」その説明の真偽が定かならぬ状態で、関係者は当該市町村と協議、前記の要望書の提出に至った。

この問題からしばらくして、平成16年に入ると北海道の長沼町が、その町内に設置が予定されている「ホロナイ樹木葬森林公園」を牽制する動きが出てきた。

その詳細については、後述『「ホロナイ樹木葬森林公園」とこれにより改正された『長沼町さわやか環境づくり条例』』を参照されたい。長沼町では散骨を墓理法に組み込むことはせず、環境美化活動の対象として、廃棄物処理法を根拠法令としているところにポイントがある。

散骨に関する条例・規則等がある“主な”地方公共団体

北海道長沼町—平成17年3月16日に条例第10号（改正：平成24年3月27日条例第15号）として日本国内で初となる散骨を禁止する条例を公布。町内に樹木葬を目的としたサービスができ、これに対して地元住民達より苦情が上がり、議題に提出され条例ができた。第11条の中に「何人も、墓地以外の場所で焼骨を散布してはならない」という条例が組み込まれ、散布する場所を提供することを業とした者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処するとある。パイオニア的なものともいえるので下記「参考②」に掲げた。

北海道七飯町—七飯町内において事業者による法定外の葬法が提起された場合を想定し、平成18年4月1日に正式に施行された。地域関係者の法的権限が増し、罰則などは制定されていないが散骨業を行おうとするものは事業計画書の提出などを求められ、町の許可が必要となる。これについてもパイオニア的なものともいえるので下記「参考④」に掲げた。

北海道岩見沢市—平成19年9月18日規則第29号として「岩見沢市における散骨の適正化に関する条例施行規則」が施行されている。参照—

http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/reiki/iwa/reiki_honbun/e300RG00000905.html

長野県諏訪市—諏訪市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成12年3月28日規則第2号）に、墓地や納骨堂の他、「散骨場」も加え、改正、墓地等と同様に規制。平成20年12月1日から施行。

参照—http://www.city.suwa.lg.jp/reiki/reiki_honbun/ae70703351.html

埼玉県秩父市—秩父市環境保全条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 187 号）にて規制。長沼町の場合と同様に、散骨を墓埋法ではなく、環境の保全の対象としているところにポイントがある。参考—

http://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG00000540.html

埼玉県本庄市—平成 22 年 3 月 31 日条例第 1 号として「本庄市散骨場の設置等の適正化に関する条例」が制定・施行されている。参照—http://www1.g-reiki.net/honjo/reiki_honbun/r293RG00001091.html

静岡県御殿場市—平成 21 年 3 月 9 日条例第 19 号として「御殿場市散骨場の経営の許可等に関する条例」が制定された。現時点で確認された範囲で最も新しい「条例」なので下記「参考⑤」を掲げた。

国、地方公共団体における規制

墓埋法により墓地などをとりまく行政運用の多くは、自治事務として行われており、その中でも「散骨」については適正な管理を行う対象として、一定の見解が示されている。

厚生労働省では、「樹木葬森林公園に対する墓地、埋葬等に関する法律の適用について（平 16・10・22 健衛発 1022001）」の中で、「一般的に言えば、地面に穴を掘り、その穴の中に焼骨をまいた上で、①その上に樹木の苗木を植える方法により焼骨を埋めること、または、②その上から土や落ち葉等をかける方法により焼骨を埋めることは、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 4 条にいう『焼骨の埋蔵』に該当するものと解され」との見解を示している。

また、「散骨」に関して幾つかの自治体（北海道七飯町、長野県諏訪市等）が、散骨に関して条例等を設けて規制している。北海道の七飯町では、散骨・自然葬などを「法定外の葬法」と規定し、町内において事業者がこの葬法を提起した場合に備えて、「七飯町の葬法に関する要綱」を制定し、平成 18 年 4 月 1 日から施行している。

要綱では、町長が事業者に対して、「法定外の葬法」に関する事業を計画する場所（事業計地）から除くよう指導する区域として、学校、病院、身体障害者施設や都市公園、河川などの敷地境界から 110m 以内の区域、取水区域の境界や隣接市町の境界から 500m 以内の区域など、公共の福祉の見地から細かく規定されている。

また、事業計画地以外で事業者が計画する場合、説明会を開き町内会から会員の総意の承諾書を得た上で、町長に説明することとし、さらに町内会などの承諾を得られた場合でも、地域関係者以外の不特定多数の町民が受け入れがたい旨の意志を表明した時には、町長が町民の意思を重視するよう事業者に指導することも定めている。

また、長野県諏訪市では、墓地や納骨堂、火葬場の経営許可基準を定めた「墓地等の経営の許可等に関する条例」に「散骨場」を対象に加え、散骨場を営業者は、予定地域周辺の自治会に説明会を間乱回意を得たうえで市長の許可を受けなければならないとする許可制の項目を加えている。この改正の背景には、市内の宗教団体が「自然葬霊場」を設置しようとしたことに端を発したものと考えられるが、「散骨自体を規制することは、基本的人権に抵触する可能性もある」（平成 18 年 1 月 27 日付信濃毎日新聞）との考えがあったものと考えられる。

上記のように散骨についての地方公共団体の地域の実情は異なるものであることから、これらを踏まえ、条例

も様々な形態がとられていることがうかがえ、別添のとおり、各地方公共団体の条例等を項目毎に以下のとおり整理を行った。